

# 森の里二丁目団体活動補助金支出要綱

## (目的)

**第1条** この要綱は、森の里二丁目自治会規約第4条に基づき森の里二丁目自治会（以下「自治会」という。）内の子ども会並びに老人クラブ（以下「団体」という。）活動補助金（以下「補助金」という。）を支出することで、団体の円滑な運営と活性化を図ることを目的とする。

## (補助金限度額)

**第2条** 自治会は、団体に対して1団体あたり、年間12万円を限度として補助することができる。

## (支出手続)

- 第3条** 団体の長は、毎年4月末日までに当該年度の予算兼事業計画書（別紙、様式1号）及び会員名簿（別紙、様式2号）を自治会長に提出しなければならない。
- 2 自治会長は、自治会役員会（以下「役員会」という。）に諮って、5月末日までに団体の長に補助金決定通知書（別紙、様式3号）を交付しなければならない。
  - 3 団体の長は、補助金決定通知書を自治会の会計担当に提出し、補助金を受領する。
  - 4 役員会が必要と認めた場合は、団体は役員会の聴聞に応じなければならない。

## (報告義務)

**第4条** 団体の長は、毎年4月末までに事業完了報告兼決算書（別紙、様式4号）に、領収書の写しを添付して自治会長に提出しなければならない。

## (連絡会の開催)

**第5条** 自治会長は、団体の連携と調整を図るため、必要に応じて役員会と団体の役員との連絡会を開催するものとする。

## 附 則

**第1条** この要綱に改正の必要が生じた場合は、自治会長は役員会に諮って決定する。

**第2条** この要綱は、平成16年4月1日から施行する。